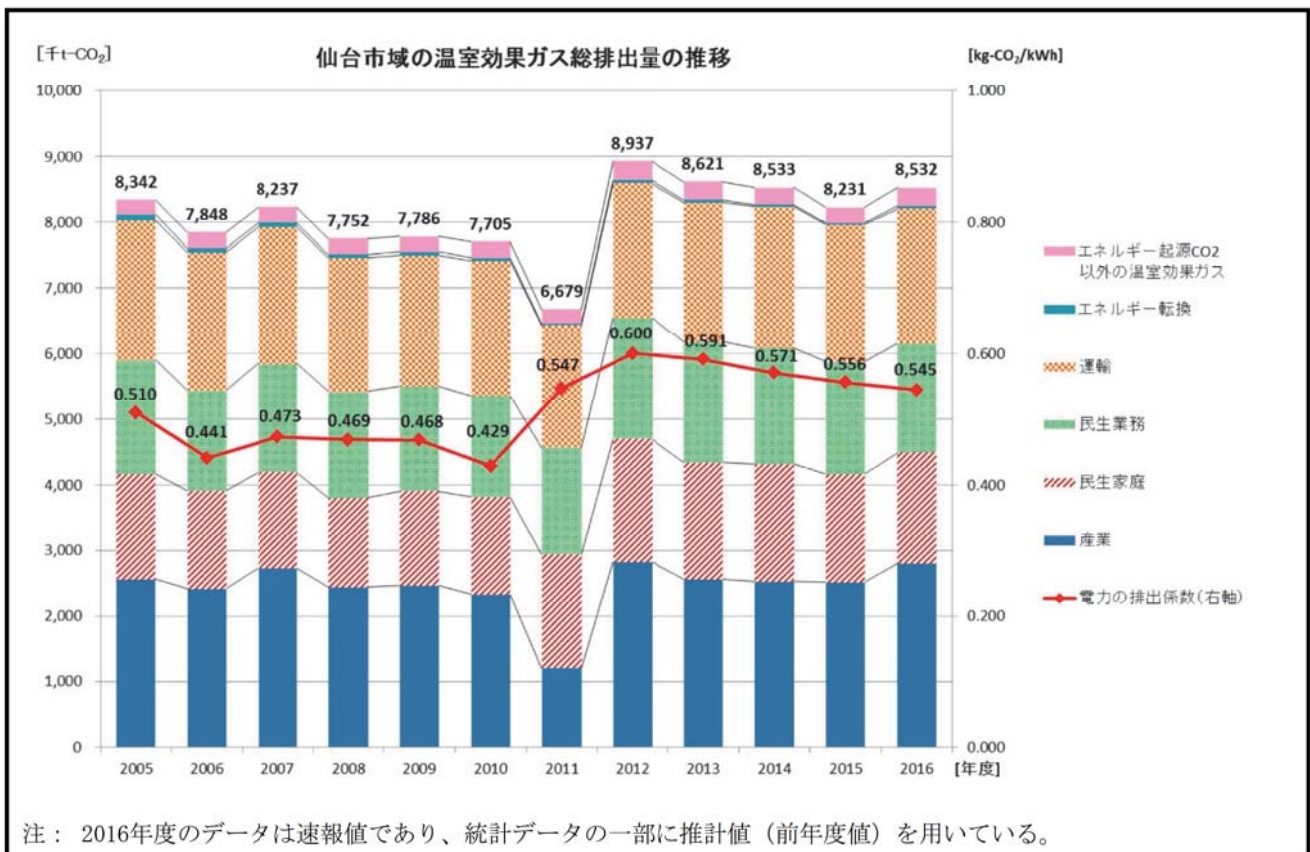


6.2.6 温室効果ガス

仙台市域における温室効果ガス排出量及びその部門別の割合の推移は、図6.2.6-1のとおりである。

2016年度における仙台市域の温室効果ガス排出量の速報値の推計結果は、総排出量で853万2千t-CO₂となり、2015年度と比較して、3.7%の増加となっている。また、部門別の排出割合をみると、産業部門が最も高くなっている。

また、2005年度からの推移でみると、仙台市域における温室効果ガス排出量は、2005年度以降微減傾向で推移し、2011年度には東日本大震災による経済活動の停滞等の影響を受け大きく減少した。その後は、産業部門の活動量増加及び電力排出係数上昇の影響等を受け、2012年度には増加に転じたものの、それ以降減少傾向にある。



〔「仙台市域における温室効果ガス排出量の概要」（2018年11月閲覧、仙台市HP）より作成〕

図 6.2.6-1 仙台市域の温室効果ガス排出量の推移

6.2.7 環境の保全等を目的とする法令等

(1) 法令等に基づく指定・規制

① 自然環境保全に係る指定地域等の状況

ア. 自然公園区域

「自然公園法」に基づく国立公園、国定公園は調査範囲には存在しない。

「宮城県自然公園条例」に基づく県立自然公園は、「県立自然公園松島」が存在する。

「県立自然公園松島」の位置は、図6.2.7-1のとおりである。

イ. 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域

「自然環境保全法」に基づく自然環境保全地域は、調査範囲には存在しない。

「宮城県自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域としては、「仙台湾海浜県自然環境保全地域」、緑地環境保全地域としては「加瀬沼緑地環境保全地域」がある。

「仙台湾海浜県自然環境保全地域」及び「加瀬沼緑地環境保全地域」の位置は、図6.2.7-1のとおりである。

ウ. 鳥獣保護区

調査範囲の鳥獣保護区等の指定状況は、表6.2.7-1～3及び図6.2.7-2のとおりである。計画地は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき「特定猟具使用禁止区域（銃）」に指定されている。

表 6.2.7-1 鳥獣保護区・特別保護区

名 称	存続期限	面 積(ha)
仙台海浜	39. 3. 31	保 護 区：7,596 特別保護区： 213
松島	34. 10. 31	保 護 区：12,414 特別保護区： 3,444

〔「平成30年度宮城県鳥獣保護区等位置図」（平成30年10月、宮城県）より作成〕

表 6.2.7-2 特定猟具使用禁止区域（銃）

名 称	存続期限	面 積(ha)
仙台	46. 10. 31	4,300
仙台東	43. 10. 31	5,454

〔「平成30年度宮城県鳥獣保護区等位置図」（平成30年10月、宮城県）より作成〕

表 6.2.7-3 指定猟法禁止区域（鉛製散弾）

河川名	面 積(ha)
七北田川*	308

注：国指定仙台海浜鳥獣保護区と重複する部分を除く

〔「平成30年度宮城県鳥獣保護区等位置図」（平成30年10月、宮城県）より作成〕

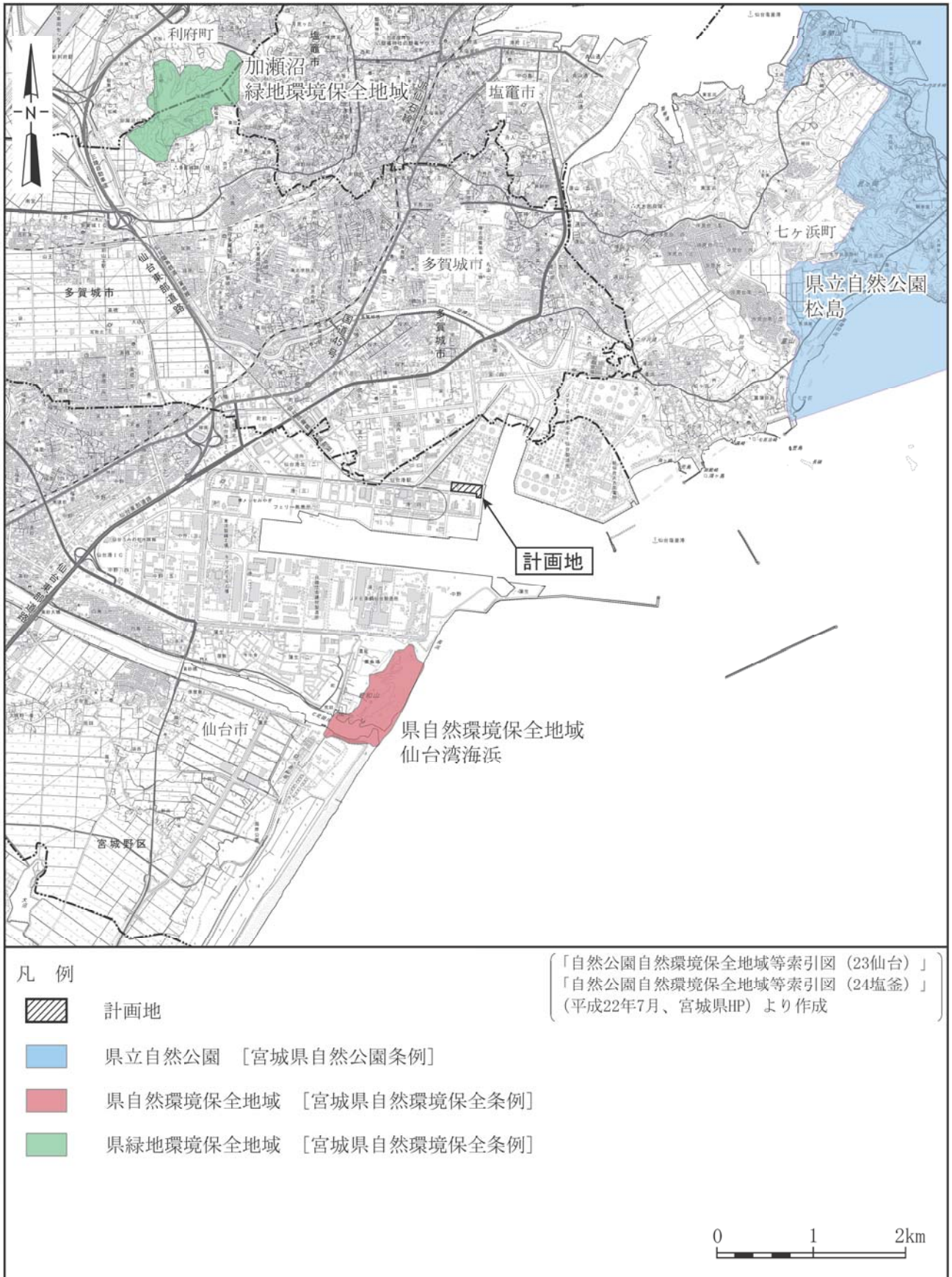
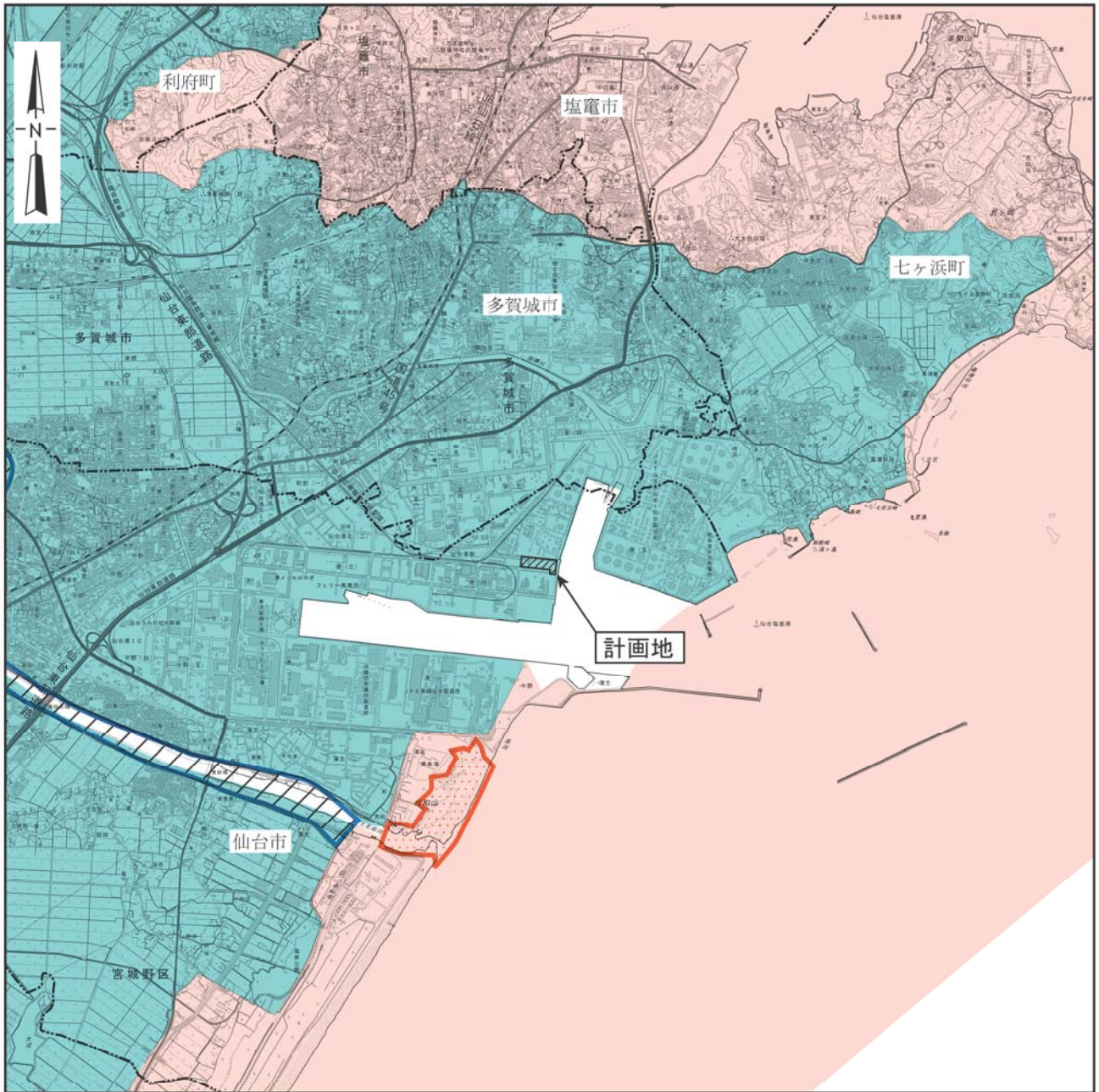

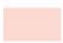





图 6.2.7-1 自然公園区域及び自然環境保全地域等



〔「平成30年度鳥獣保護区等位置図」(平成30年10月、宮城県)より作成〕

凡例

-  計画地
-  鳥獣保護区
-  特別保護地区
-  特定猟具使用禁止区域(銃)
-  指定猟法禁止区域(鉛製散弾)

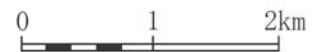


図 6.2.7-2 鳥獣保護区等位置図

エ. 保安林

調査範囲における「森林法」に基づく保安林の指定状況は図6.2.7-3、仙台市全体、仙台市宮城野区、仙台市若林区、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町の保安林の種類別面積は、表6.2.7-4のとおりである。

表 6.2.7-4 保安林の種類別面積

(単位:ha)

市区町	水源涵養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	その他の保安林 ()は兼種分面積
仙台市	3,413.28	342.00	18.30	487.83 (348.75)
宮城野区	96.21	-	-	144.68 (109.69)
若林区	-	-	-	106.31 (84.45)
塩竈市	-	-	0.80	130.12 (0.71)
多賀城市	-	-	-	-
七ヶ浜町	-	-	-	31.27 (-)
利府町	398.40	3.71	-	73.81 (69.03)
備考	山地一帯の森林	丘陵地縁辺の森林	山地や丘陵地の道路沿いの急傾斜地等の森林	飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健、風致保安林の計

注：1. その他の保安林の上段の面積は、その他の保安林どうしの重複を含む面積である。

2. その他の保安林の下段の面積は、その他の保安林どうしの重複を除いた実面積である。

〔「宮城南部地域森林計画書(宮城南部森林計画区)平成27年12月策定」
(2018年11月閲覧、宮城県HP) より作成〕



〔「宮城県森林情報提供システム」(平成30年11月閲覧、宮城県HP)より作成〕

凡例

-  計画地
-  保安林

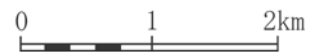


図 6.2.7-3 保安林位置図

オ. 保存樹木、保存樹林、保存緑地

調査範囲における仙台市の「杜の都の環境をつくる条例」に基づく「保存樹木」、「保存樹林」、「保存緑地」及び多賀城市の「多賀城市樹木の保存に関する要綱」（昭和60年多賀城市告示第40号）に基づく「保存樹木」の指定状況は、表6.2.7-5及び図6.2.7-4のとおりである。

調査範囲においては、「保存樹木」が20件あり、保存樹林及び保存緑地の指定はない。また、塩竈市、七ヶ浜町、利府町においてはこれらの指定はない。

計画地にはこれらの指定はない。

表 6.2.7-5 保存樹木

No.	市	名称	所有者	樹種	推定樹齢 (年)	樹高 (m)	幹周 (m)
1	仙台市	西光寺のあらかし	西光寺	アラカシ (ブナ科コナラ属)	350	6.5	2.1
2		西光寺のぎんもくせい	西光寺	ギンモクセイ (モクセイ科モクセイ属)	350	5.8	株立
3		西光寺の杉	西光寺	スギ (スギ科スギ属)	350	14.0	2.5
4		栄のぎよりゅう	西光寺	ギョリュウ (ギョリュウ科ギョリュウ属)	130	4.0	1.9
5		照徳寺のいちょう	照徳寺	イチョウ (イチョウ科イチョウ属)	350	20.0	5.1
6	多賀城市	貴船神社の檜の木	貴船明神	ウラジロガシ (ブナ科コナラ属)	470	30.00	3.20
7		陸奥総社宮の白木蓮	市川稔	ハクモクレン (モクレン科モクレン属)	240	16.80	2.30
8		陸奥総社宮の老杉	陸奥総社宮	スギ (スギ科スギ属)	620	25.60	4.88
9		政庁跡のこぶし	多賀城市	コブシ (モクレン科モクレン属)	180	17.80	1.82
10		五輪屋敷の椿群	佐藤千代	ツバキ (ツバキ科ツバキ属)	420	6.00	1.25
11		旧勤労青少年ホームの糸桧葉	多賀城市	ヒヨクヒバ (ヒノキ科ヒノキ属)	250	9.60	2.16
12		東小学校の黒もっこく	多賀城市	モッコク (ツバキ科モッコク属)	190	4.30	1.10
13		八幡神社の高野槇	八幡神社	コウヤマキ (スギ科コウヤマキ属)	420	24.65	4.53
14		末の松山の黒松	多賀城市	クロマツ (マツ科マツ属)	470	18.80	3.48
15		高崎のさつき	鈴木たかい	サツキツツジ (ツツジ科ツツジ属)	300	2.00	17.00
16		留ヶ谷の四季咲つつじ	桜井政郎	ムラサキリュウキュウツツジ (ツツジ科ツツジ属)	90	2.70	1.30
17		市川字作貫の木蓮	多賀城市	ハクモクレン (モクレン科モクレン属)	170	10.20	2.15
18		市川字大畑のいちょう	多賀城市	イチョウ (イチョウ科イチョウ属)	190	25.40	3.00
19		天満宮の椎の木	天満宮	シイ (ブナ科シイノキ属)	250	22.10	2.75
20		西園寺の山紅葉	西園寺	ヤマモミジ (カエデ科カエデ属)	190	10.80	2.63

注：「No.」は、図6.2.7-4の図中番号に対応する。

〔 「杜の都の名木・古木 保存樹木の一覧」(2018年11月閲覧、仙台市HP)
「保存樹木」(2018年11月閲覧、多賀城市HP) より作成 〕



凡 例

-  計画地
-  保存樹木

〔「杜の都の名木・古木 保存樹木の一覧」(平成 30 年 11 月閲覧、仙台市 HP)
 「保存樹木」(平成 30 年 11 月閲覧、多賀城市 HP) より作成〕

注：图中番号は表6.2.7-5の「No.」に対応する。

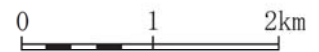


図 6.2.7-4 保存樹木位置図

② 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定等の状況

ア. 大気汚染

(7) 環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は、表6.2.7-6のとおりである。

なお、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2011-2020(改定版)」では、定量目標として、二酸化窒素について「1時間値の1日平均値が0.04ppm(国の環境基準のゾーン下限値)以下であること」としている。

表 6.2.7-6 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準等
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)
 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)
 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環境省告示第4号)
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境省告示第33号)より作成

(イ) 規制基準

a. 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」では、固定発生源から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を遵守しなければならない。

「大気汚染防止法」の対象となるばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、水銀排出施設は、表6.2.7-7～10のとおりである。

表 6.2.7-7 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

番号	施設名	規模要件
1	ボイラ	伝熱面積 10㎡以上 燃焼能力 50リットル/時以上
2	ガス発生炉、加熱炉	原料処理能力 20トン/日 燃焼能力 50リットル/時以上
3	ばい焼炉、焼結炉、か焼炉	原料処理能力 1トン/時以上
4	(金属の精錬用) 溶鋳炉、転炉、平炉	
5	(金属の精製又は鑄造用) 溶解炉	火格子面積 1㎡以上
6	(金属の鍛造、圧延、熱処理用) 加熱炉	羽口面断面積 0.5㎡以上 燃焼能力 50リットル/時以上
7	(石油製品、石油化学製品、コールタール製品の製造用) 加熱炉	変圧器定格容量 200kVA以上
8	(石油精製用) 流動接触分解装置の触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力 200kg/時以上
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置の燃焼炉	燃焼能力 6リットル/時以上
9	(窯業製品製造用) 焼成炉、溶融炉	火格子面積 1㎡以上 燃焼能力 50リットル/時以上 変圧器定格容量 200kVA以上
10	(無機化学工業品又は食料品製造用) 反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置含)、直火炉	
11	乾燥炉	変圧器の定格容量 1000kVA以上
12	(製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイド製造用) 電気炉	
13	廃棄物焼却炉	火格子面積 2㎡以上 焼却能力 200kg/時以上
14	(銅、鉛、亜鉛の精錬用) ばい焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉含)、溶鋳炉、転炉、溶解炉、乾燥炉	原料処理能力 0.5トン/時以上 火格子面積 0.5㎡以上 羽口面断面積 0.2㎡以上 燃焼能力 20リットル/時以上
15	(カドミウム系顔料又は炭酸カドミウム製造用) 乾燥施設	容量 0.1㎡以上
16	(塩素化エチレン製造用) 塩素急速冷却施設	塩素処理能力 50kg/時以上
17	(塩化第二鉄の製造用) 溶解槽	
18	(活性炭製造用〔塩化亜鉛を使用するもの〕用) 反応炉	燃焼能力 3リットル/時以上
19	(化学製品製造用) 塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設	塩素処理能力 50kg/時以上
20	(アルミニウム製錬用) 電解炉	電流容量 30kA以上
21	(燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用〔原料に燐鉱石を使用するもの〕) 反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	燐鉱石処理能力 80kg/時以上 燃焼能力 50リットル/時以上 変圧器定格容量 200kVA以上
22	(弗酸製造用) 凝縮施設、吸収施設、蒸溜施設	伝熱面積 10㎡以上 ポンプ動力 1kW以上
23	(トリポリ燐酸ナトリウム製造用〔原料に燐鉱石を使用するもの〕) 反応施設、乾燥炉、焼成炉	原料処理能力 80kg/時以上 火格子面積 1㎡以上 燃焼能力 50リットル/時以上
24	(鉛の第二次精錬〔鉛合金の製造含〕・鉛の管、板、線の製造用) 溶解炉	燃焼能力 10リットル/時以上 変圧器定格容量 40kVA以上
25	(鉛蓄電池製造用) 溶解炉	燃焼能力 4リットル/時以上 変圧器定格容量 20kVA以上
26	(鉛系顔料の製造用) 溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	容量 0.1㎡以上 燃焼能力 4リットル/時以上 変圧器定格容量 20kVA以上
27	(硝酸の製造用) 吸収施設、漂白施設、濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力 100kg/時以上
28	コークス炉	原料処理能力 20トン/日以上
29	ガスタービン	燃焼能力 50リットル/時以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃焼能力 35リットル/時以上

〔「大気汚染防止法施行令」(昭和43年11月30日政令第329号)より作成〕

表 6.2.7-8 大気汚染防止法の対象となる揮発性有機化合物排出施設

施設番号	揮発性有機化合物排出施設	規模要件
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあっては、排風機の排風能力。以下同じ。）が1時間当たり3,000m ³ 以上のもの
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が1時間当たり100,000m ³ 以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり10,000m ³ 以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり5,000m ³ 以上のもの
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり15,000m ³ 以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり7,000m ³ 以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり27,000m ³ 以上のもの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5m ² 以上のもの
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000キロリットル以上のもの

〔「大気汚染防止法施行令」（昭和43年11月30日政令第329号）より作成〕

表 6.2.7-9 大気汚染防止法の対象となる一般粉じん発生施設

施設番号	一般粉じん発生施設	規模要件
1	コークス炉	原料処理能力：50t/日以上
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積：1,000m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルト幅：75cm以上 又はバケットの内容積：0.03m ³ 以上
4	破砕機及び摩砕機（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力：75kW以上
5	ふるい（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力：15kW以上

〔「大気汚染防止法施行令」（昭和43年11月30日政令第329号）より作成〕

表 6.2.7-10 大気汚染防止法の対象となる水銀排出施設

施設番号	大気汚染防止法の水銀排出施設		施設の規模・要件
1	石炭専焼ボイラ 大型石炭混焼ボイラ 小型石炭混焼ボイラ ^{注2}		伝熱面積 10㎡以上 燃焼能力 ^{注1} 50リットル/時以上
2	一次施設	銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉／金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉： 原料処理能力 1トン/時以上
3		鉛又は亜鉛	金属の精製の用に供する溶解炉（こしき炉を除く。）： 火格子面積 1㎡以上 羽口面断面積 0.5㎡以上 燃焼能力 ^{注1} 50リットル/時以上 変圧器定格容量 200kVA以上
4	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉： 原料処理能力 0.5トン/時以上 火格子面積 0.5㎡以上 羽口面断面積 0.2㎡以上 燃焼能力 ^{注1} 20リットル/時以上
5		工業金	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉： 燃焼能力 ^{注1} 10リットル/時以上 変圧器定格容量 40kVA以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉： 原料処理能力 0.5トン/時以上
6	廃棄物焼却炉 （一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉）		火格子面積 2㎡以上 焼却能力 200kg/時以上
7	水銀含有汚泥等の焼却炉等		水銀回収義務付け産業廃棄物 ^{注3} 又は水銀含有再生資源 ^{注4} を取り扱う施設（加熱工程を含む施設に限る。）（施設規模による裾切りはなし。）
8	セメントの製造の用に供する焼成炉		火格子面積 1㎡以上 燃焼能力 ^{注1} 50リットル/時以上 変圧器の定格容量 200kVA以上

- 注：1. バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの
 2. バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算10万リットル/時未満のもの
 3. 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されている。
 4. 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されている。

〔「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）より作成〕

b. 宮城県公害防止条例

「宮城県公害防止条例」では、固定発生源から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模又は能力ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を遵守しなければならない。

「宮城県公害防止条例」の対象となるばい煙、粉じん等に係る特定施設は、表6.2.7-11・12のとおりである。

表 6.2.7-11 宮城県公害防止条例の対象となるばい煙に係る特定施設

施設番号	施設の種類	規模又は能力
1	練炭又は豆炭の製造の用に供する炭化施設	原料の処理能力が1日当たり1t以上のもの
2	石油の精製又は石油製品若しくは石油化学製品の製造の用に供する廃ガスの処理施設	
3	廃油の再生の用に供する焼却炉	焼却能力が1時間当たり50kg以上のもの
4	合成樹脂の製造若しくは加工又は天然樹脂の加工の用に供する反応施設及び熱処理施設	

〔「宮城県公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日宮城県規則第79号)より作成〕

表 6.2.7-12 宮城県公害防止条例の対象となる粉じんに係る特定施設

施設番号	施設の種類	規模又は能力
1	チップ又はのこぎりくずの堆積場	面積が100㎡以上のもの
2	動力打綿機及び動力混打綿機	

〔「宮城県公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日宮城県規則第79号)より作成〕

イ. 騒音

(7) 環境基準

騒音に係る環境基準は、表6.2.7-13のとおりである。調査範囲における騒音に係る環境基準の類型指定区分は、図6.2.7-5のとおりである。

計画地は工業専用地域に該当するため、類型指定されていない。

表 6.2.7-13 騒音に係る環境基準（道路に面する地域を含む）

地域 ^{注1)} の種類	当てはめる地域	地域の区分	基準値	
			昼間 (6～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	青葉区荒巻字青葉の第2種中高層住居専用地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号の規定により定められた文教地区（公園の区域を除く。）に限る。）		50dB以下	40dB以下
A	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 田園住居地域 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域（AAの項に揚げる地域を除く）	一般の地域	55dB以下	45dB以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B	第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域、 近隣商業地域（仙台市のAの項に揚げる地域に囲まれている地域に限る）	一般の地域	55dB以下	45dB以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
C	近隣商業地域（Bの項に揚げる地域を除く）、 商業地域、 準工業地域、 工業地域	一般の地域	60dB以下	50dB以下
		車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
特例	幹線交通を担う道路 ^{注2)} に近接する空間(屋外)		70dB以下	65dB以下
	幹線交通を担う道路 ^{注2)} に近接する空間(窓を閉めた屋内) ^{注3)}		45dB以下	40dB以下

注：1. 地域の類型

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

2. 「幹線交通を担う道路」高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路に近接する空間（道路端から2車線以下は15m、2車線以上は20mの範囲）

3. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」の個別の住居などにおいて騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内への透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）
「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年4月30日宮城県告示第312号）
「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年4月30日仙台市告示第126号）
「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年4月1日塩竈市告示第98号）
「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年4月30日多賀城市告示第38号）
「都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について等の改定について」（平成30年2月19日、環水大大発第1802193号）
より作成

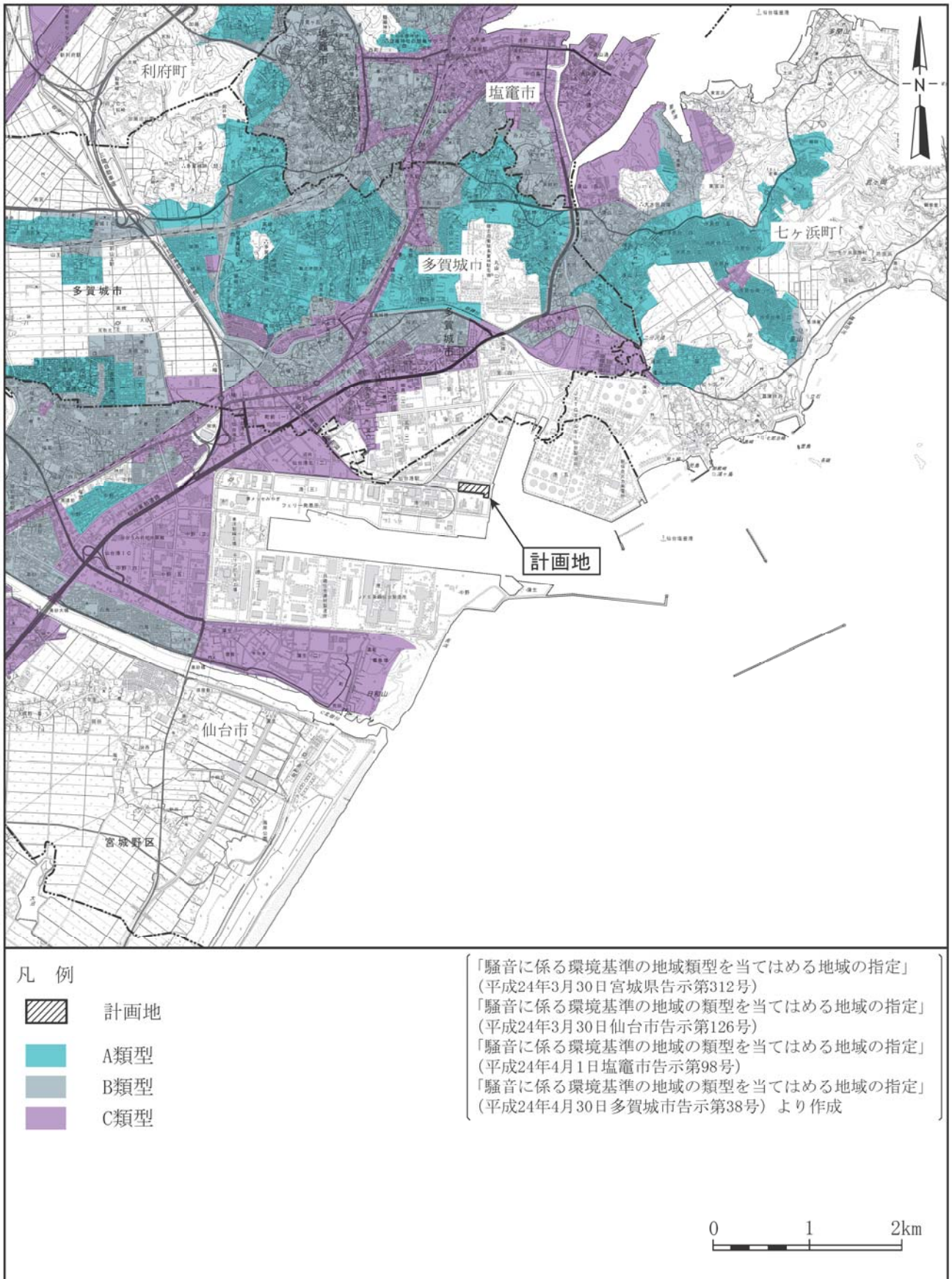


図 6.2.7-5 騒音に係る環境基準の類型指定区分

(4) 要請限度

自動車騒音に係る要請限度は、表6.2.7-14のとおりである。調査範囲における自動車騒音に係る要請限度の区域の区分は、図6.2.7-6のとおりである。

計画地は工業専用地域であり、要請限度の適用を受けない。

表 6.2.7-14 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	当てはめる地域		車線等	要請限度	
	仙台市	塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町		昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)
a 区域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 特別用途地区のうち文教地区	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域	1車線	65dB	55dB
			2車線以上	70dB	65dB
b 区域	第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域(文教地区を除く)、 近隣商業地域(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に囲まれている区域)、 市街化調整区域	第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域	1車線	65dB	55dB
			2車線以上	75dB	70dB
c 区域	近隣商業地域(b区域に該当する区域を除く)、 商業地域、 準工業地域、 工業地域	近隣商業地域、 商業地域、 準工業地域、 工業地域	車線を有する道路	75dB	70dB
	幹線交通を担う道路に近接する区域			75dB	70dB

注：1. 区域の区分

- a 区域：専ら住居の用に供される区域
- b 区域：主として住居の用に供される区域
- c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

2. 「車線」とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。
3. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道を表し、「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路の敷地の境界線によりその範囲を特定する。

- ・ 2車線以下の車線を有する道路 15m
- ・ 2車線を超える車線を有する道路 20m

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号)
「騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の区域の区分」(平成12年宮城県告示第315号)
「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」(平成12年3月27日仙台市告示第230号)
「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定による区域の区分」(平成24年4月1日塩竈市告示第97号)
「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定による区域の区分」(平成24年3月30日多賀城市告示第33号)
より作成

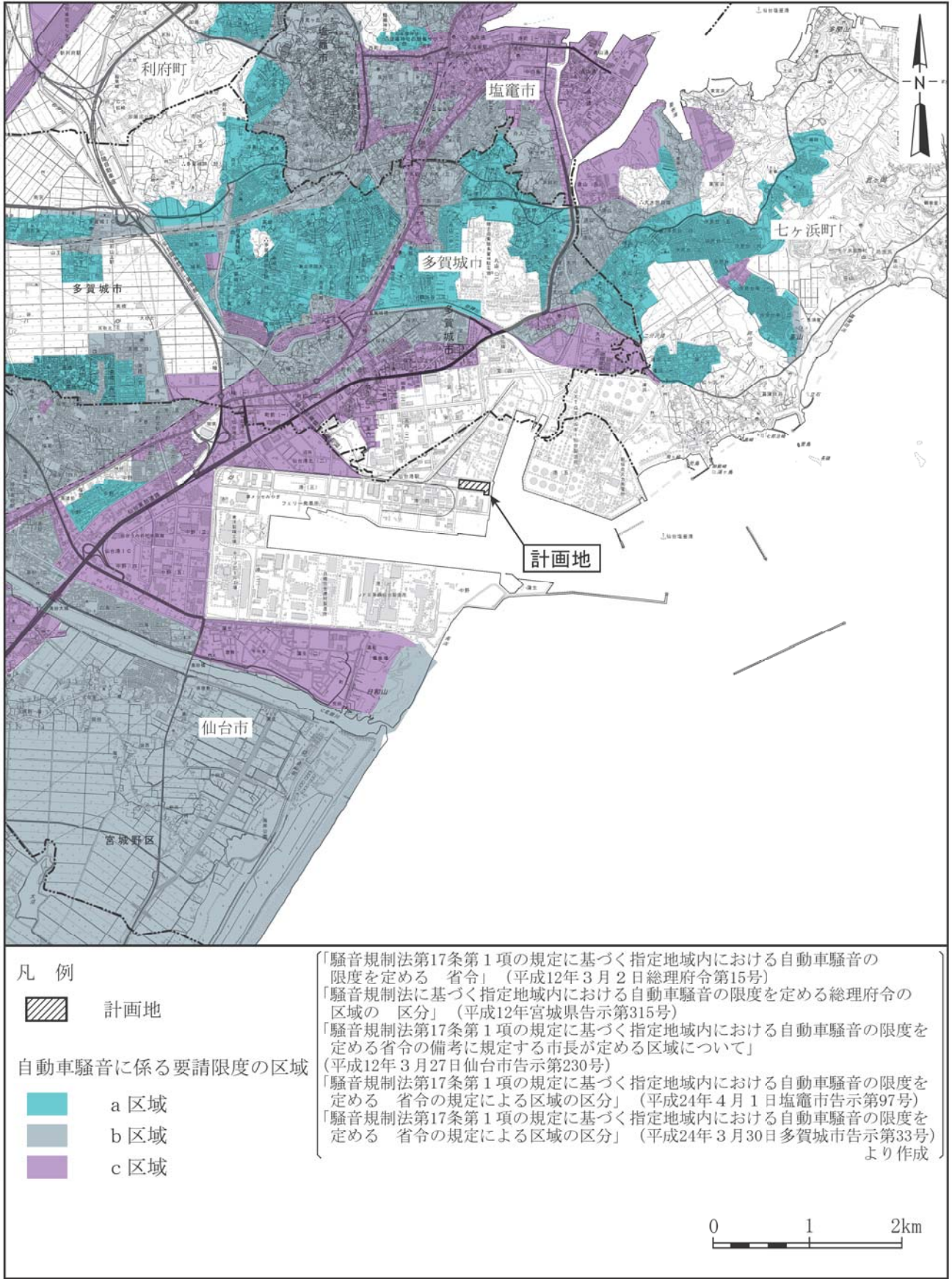


図 6.2.7-6 自動車騒音に係る要請限度の区域

(ウ) 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」、「宮城県公害防止条例」に基づき、工場・事業場に騒音が発生する施設（「特定施設」）を設置する場合には予め届出を行うとともに、特定施設を設置した特定工場・特定事業場の設置者は、施設を設置した区域に応じた騒音の規制基準を遵守する義務がある。「仙台市公害防止条例」では、施設を定めずに工場等の敷地境界上で工場等が立地する区域に応じた騒音の規制基準が定められている。

工場・事業場等に係る騒音の規制基準は表6.2.7-15、騒音に係る特定施設は表6.2.7-16・17のとおりである。

計画地は工業専用地域であり、規制基準の適用は受けない。

表 6.2.7-15 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

	区域の区分		時間区分					
	当てはめる地域		朝		昼間		夕	夜間
	仙台市	塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町	6時	8時	19時	22時	6時	
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、文教地区	文教地区 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	45dB	50dB	45dB	40dB		
第2種区域	第一種住居地域、第二種住居地域（文教地区を除く）、準住居地域（文教地区を除く）、近隣商業地域（第1種区域の項に掲げる地域に囲まれている地域に限る）地域又は地区の指定のない地域の区域、市街化調整区域の区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	50dB	55dB	50dB	45dB		
第3種区域	近隣商業地域（第2種区域の項に含まれる地域を除く）、商業地域、準工業地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	55dB	60dB	55dB	50dB		
第4種区域	工業地域	工業地域	60dB	65dB	60dB	55dB		

注：第2種区域、第3種区域、第4種区域の学校等の敷地及び周囲50mの区域内における当該基準は上表の定める値から5dBを減じた値とする。

学校等：学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム

※仙台市の都市計画区域外の県条例の特定事業場については、第2種区域の基準を適用する。

※仙台市以外の地域の指定のない地域の県条例の特定事業場は第2種区域の基準を適用する。

「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」（平成27年3月31日宮城県告示第390号）
 「騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日仙台市告示第185号）
 「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準」（平成24年4月1日塩竈市告示第95号）
 「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準」（平成24年3月30日多賀城市告示第31号）
 「宮城県公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日宮城県規則第79号）
 「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日仙台市規則第25号）より作成

表 6.2.7-16 騒音に係る特定施設（騒音規制法施行令）

施設番号	施設の種類
1	金属加工機械
	イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。)
	ロ 製管機械
	ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
	ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
	ホ 機械プレス(呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。)
	ヘ せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
	ト 鍛造機
	チ ワイヤフォーミングマシン
	リ プラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
	ヌ タンブラー
ル 切断機(といしを用いるものに限る。)	
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	建設用資材製造機械
	イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)
ロ	アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
7	木材加工機械
	イ ドラムバーカー
	ロ チッパー(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
	ハ 碎木機
	ニ 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
	ホ 丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
ヘ かな盤(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)	
8	抄紙機
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

〔騒音規制法施行令〕(昭和43年11月27日政令第324号)より作成

表 6.2.7-17 騒音に係る特定施設（宮城県公害防止条例）

施設番号	施設の種類
4-1	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの
	(1) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のもの。)
	(2) 製管機械
	(3) ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)(原動機の定格出力が3.75kW以上のもの。)
	(4) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
	(5) 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの。)
	(6) せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上のもの。)
	(7) 鍛造機
	(8) ワイヤフォーミングマシン
	(9) プラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
	(10) タンブラー
	(11) 切断機(といしを用いるものに限る。)
4-2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のもの。)
4-3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のもの。)
4-4	織機(原動機を用いるものに限る。)
4-5	建設用資材製造の用に供する施設で次に掲げるもの
	(1) コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの)
	(2) アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)
4-6	穀物用製粉機(ロール式のものに限る。原動機の定格出力が7.5kW以上のもの。)
4-7	木材加工の用に供する施設で次に掲げるもの
	(1) ドラムバーカー
	(2) チッパー(原動機の定格出力が2.25kW以上のもの。)
	(3) 碎木機
	(4) 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のもの。)
	(5) 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のもの。)
	(6) かな盤(原動機の定格出力が2.25kW以上のもの。)
4-8	抄紙機
4-9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
4-10	合成樹脂用射出成形機
4-11	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)
4-12	ディーゼルエンジン(専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く。)及びガソリンエンジン(専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く。)(出力が3.75kW以上のもの。)
4-13	クーリングタワー(電動機の定格出力が0.75kW以上のもの。)
4-14	バーナー(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり15リットル以上のもの。)
4-15	繊維工業の用に供する施設で次に掲げるもの
	(1) 動力打綿機
	(2) 動力混打綿機
	(3) 紡糸機
4-16	コンクリート管、コンクリートポール又はコンクリートくいの製造機及びコンクリートブロック成型機
4-17	金属製品の製造の用に供する施設で次に掲げるもの
	(1) ニューマチックハンマー
	(2) 製てい機
	(3) 製びょう機
	(4) 打抜機(電動機の定格出力が2.25kW以上のもの。)
	(5) 研削機(電動機の定格出力が1.5kW以上のもの。)
4-18	土石、鉱物又はガラスの加工の用に供する施設で次に掲げるもの
	(1) 切断機
	(2) せん孔機
	(3) 研磨機

〔「宮城県公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日宮城県規則第79号)より作成〕

(I) 特定建設作業・指定建設作業に係る騒音の基準

「騒音規制法」に基づき、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音を発生させる作業（特定建設作業）については、予め届出を行うとともに作業を実施する区域に応じた騒音の大きさの規制基準を遵守する義務がある。また、「仙台市公害防止条例」では、指定建設作業について、区域に応じた騒音の規制基準が定められている。

特定建設作業に係る騒音の規制基準は表6.2.7-18、指定建設作業に係る騒音の規制基準は表6.2.7-19のとおりである。

表 6.2.7-18 特定建設作業に係る騒音の規制基準（騒音規制法）

特定建設作業の種類	敷地境界線における騒音レベル	作業時間		1日における延べ作業時間		同一場所における連続作業期間	日曜・その他の休日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1	85dB	午前7時から午後7時	午前6時から午後10時	10時間以内	14時間以内	6日以内	禁止
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
第1号区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校等の敷地の80m以内の区域。 ※仙台市は市街化調整区域を含む。 第2号区域：工業地域のうち学校等の敷地の周囲80mの区域を除く区域 学 校 等：学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム							

「騒音規制法施行令」（昭和43年11月27日政令第324号）
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）
 「特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域指定」（平成24年3月30日宮城県告示第308号）
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により指定する区域について」（平成8年3月仙台市告示186号）
 「特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域指定」（平成24年4月1日塩竈市告示第96号）
 「特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域指定」（平成24年3月30日多賀城市告示第32号）より作成

表 6.2.7-19 指定建設作業に係る騒音の規制基準（仙台市公害防止条例）

指定建設作業の種類	敷地境界線における騒音レベル	作業時間		1日における延べ作業時間		同一場所における連続作業期間	日曜・休日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
イ ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業	80dB (但し学校、病院等の周囲50mの区域内にある場合には75dB)	午前7時から午後7時	午前6時から午後9時	10時間以内	14時間以内	6日以内	禁止
ロ 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動ブレード、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業							
ハ ロードカッターその他これらに類する切削機を使用する作業							
ニ はつり作業及びコンクリート仕上げ作業で原動機を使用するもの							
指定建設作業は、作業地点が連続的に移動するものにあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大移動距離が50mを超えない作業に限る。 注：第1号区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院等の敷地の周囲80m以内の区域。 第2号区域：工業地域のうち学校・病院等の敷地の周囲80m以外の区域。 学校等：学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム							

「仙台市公害防止条例」（平成8年3月19日仙台市条例第5号）
 「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日仙台市規則第25号）より作成

ウ. 振 動

(7) 道路交通振動の要請限度

振動規制法による道路交通振動に係る要請限度は表6.2.7-20のとおりである。

計画地は工業専用地域であり、要請限度の適用を受けない。

表 6.2.7-20 道路交通振動に係る要請限度

	区域の区分		時間の区分		
	当てはめ地域		昼間		夜間
	仙台市	塩竈市、多賀城市、 七ヶ浜町、利府町	8時	19時	8時
第1種区域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域、 近隣商業地域（その周囲が、 第一種低層住居専用地域、第 二種低層住居専用地域、第一 種中高層住居専用地域、第二 種中高層住居専用地域であ るもの）、 市街化調整区域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域	65dB	60dB	
第2種区域	近隣商業地域（第1種区域に 該当する区域を除く）、 商業地域、 準工業地域、 工業地域	近隣商業地域 商業地域、 準工業地域、 工業地域	70dB	65dB	

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)
「道路交通振動規制の区域及び時間」(昭和53年宮城県告示第265号)
「振動規制法施行規則(昭和51年11月10日総理府令第58号)別表第2備考1に規定する区域及び同表備考2に規定する時間について」(平成8年3月29日仙台市告示第190号)
「振動規制法に基づく道路交通振動規制の区域の区分及び時間の区分」(平成24年4月1日塩竈市告示第101号)
「振動規制法に基づく道路交通振動規制の区域の区分及び時間の区分」(平成24年3月30日多賀城市告示第36号)
より作成

(イ) 工場・事業場等に係る振動の規制基準

「振動規制法」、「宮城県公害防止条例」に基づき、工場・事業場に振動が発生する施設（「特定施設」）を設置する場合には予め届出を行うとともに、特定施設を設置した特定工場・特定事業場の設置者は、施設を設置した区域に応じた振動の規制基準を遵守する義務がある。「仙台市公害防止条例」では、施設を定めずに工場等の敷地境界上で工場等が立地する区域に応じた振動の規制基準が定められている。

工場・事業場等に係る振動の規制基準は表6.2.7-21、振動に係る特定施設は表6.2.7-22・23のとおりである。

計画地は工業専用地域であり、規制基準の適用は受けない。

表 6.2.7-21 工場・事業場等に係る振動の規制基準

	区域の区分		時間の区分		
	当てはめ地域		昼間		夜間
	仙台市	塩竈市、多賀城市、 七ヶ浜町、利府町	8時	19時	8時
第1種区域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域、 近隣商業地域（その周囲が、 第一種低層住居専用地域、第 二種低層住居専用地域、第一 種中高層住居専用地域、第二 種中高層住居専用地域であ るもの）、 市街化調整区域 地域又は地区の指定のない 地域の区域	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域	60dB	55dB	
第2種区域	近隣商業地域（第1種区域に 該当する区域を除く）、 商業地域、 準工業地域、 工業地域	近隣商業地域 商業地域、 準工業地域、 工業地域	65dB	60dB	

注：学校等の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、上欄の定める値から5dBを減じた値とする。

学校等：学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム
※仙台市の都市計画区域外の県条例の特定事業場等については、第1種区域の基準を適用する。

※仙台市以外の用途地域及び文教地区の指定のない地域については第1種区域の基準を適用するものとする。

「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」（平成27年3月31日宮城県告示第391号）
「振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日仙台市告示第188号）
「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」（平成24年4月1日塩竈市告示第99号）
「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」（平成24年3月30日多賀城市告示第34号）
「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日仙台市規則第25号）
「宮城県公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日宮城県規則第79号）より作成

表 6.2.7-22 振動に係る特定施設（振動規制法施行令）

施設番号	施設の種類
1	金属加工機械
	イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
	ロ 機械プレス
	ハ セン断機(原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。)
	ニ 鍛造機
ホ ワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。)	
2	圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。) 並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)
6	木材加工機械
	イ ドラムパーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
7	印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。)
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

〔「振動規制法施行令」(昭和51年10月22日政令第280号)より作成〕

表 6.2.7-23 振動に係る特定施設（宮城県公害防止条例）

施設番号	施設の種類
5-1	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの
	(1) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
	(2) 機械プレス
	(3) セン断機(原動機の定格出力が1kW以上のもの。)
	(4) 鍛造機
(5) ワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上のもの。)	
5-2	圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のもの。)
5-3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のもの。)
5-4	織機(原動機を用いるもの。)
5-5	コンクリート製品製造の用に供する施設で次に掲げるもの
	(1) コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のもの。) (2) コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの。)
5-6	木材加工機械の用に供する施設で次に掲げるもの
	(1) ドラムパーカー (2) チッパー(原動機の定格出力が2.2kW以上のもの。)
5-7	印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW以上のもの。)
5-8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機を除く。)(原動機の定格出力が30kW以上のもの。)
5-9	合成樹脂用射出成形機
5-10	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)
5-11	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの
	(1) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のもの。)
	(2) 製管機械 (3) ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)(原動機の定格出力が3.75kW以上のもの。)
5-12	ディーゼルエンジン(専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く。)(定格出力が10kW以上のもの)
5-13	冷凍機(原動機の定格出力が7.5kW以上のもの)

〔「宮城県公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日宮城県規則第79号)より作成〕

(ウ) 特定建設作業・指定建設作業に係る振動の規制基準

「振動規制法」に基づき、建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生させる作業（特定建設作業）については、予め届出を行うとともに作業を実施する区域に応じた振動の大きさの規制基準を遵守する義務がある。また、「仙台市公害防止条例」では、指定建設作業について、区域に応じた振動の規制基準が定められている。

特定建設作業に係る振動の規制基準は表6.2.7-24、指定建設作業に係る振動の規制基準は表6.2.7-25のとおりである。

計画地は工業専用地域であり、規制基準の適用は受けない。

表 6.2.7-24 特定建設作業に係る振動の規制基準（振動規制法）

特定建設作業の種類	敷地境界線における振動レベル	作業時間		1日における延べ作業時間		同一場所における連続作業期間	日曜・休日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	75dB	午前7時から午後7時	午前6時から午後10時	10時間以内	14時間以内	6日以内	禁止
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）							
4 ブレーカー（手持式ものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）							
注：第1号区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校・病院等の敷地の周囲80m以内の区域。 ※仙台市は市街化調整区域を含む。 第2号区域：工業地域のうち学校・病院等の敷地の周囲80mの区域を除く区域。 学校等：学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム							

「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日政令第280号）
 「振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定」（平成24年3月30日宮城県告示第310号）
 「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日、総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について」（平成8年3月29日仙台市告示第189号）
 「振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定」（平成24年4月1日塩竈市告示第100号）
 「振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定」（平成27年5月29日多賀城市告示第96号）より作成

表 6.2.7-25 指定建設作業に係る振動の規制基準（仙台市公害防止条例）

指定建設作業の種類	敷地境界線における振動レベル	作業時間		1日における延べ作業時間		同一場所における連続作業期間	日曜・休日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
イ ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業	75dB (但し学校、病院等の敷地周囲50m以内の区域においては70dB)	午前7時から	午前6時から	10時間以内	14時間以内	6日以内	禁止
ロ 振動ローラー、ロードローラーその他これらに類する締固め機械を使用する作業		午後7時	午後9時				

指定建設作業は、作業地点が連続的に移動するものにあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大移動距離が50mを超えない作業に限る。

注：第1号区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、市街化調整区域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院等の敷地の周囲80m以内の区域。

第2号区域：工業地域のうち学校・病院等の敷地の周囲80m以外の区域。

学校等：学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム

「仙台市公害防止条例」（平成8年3月19日仙台市条例第5号）
「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日仙台市規則第25号）より作成

エ. 悪臭

(7) 悪臭防止法

「悪臭防止法」では、都道府県知事(政令指定都市の市長を含む)が悪臭物質の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定を行うこととしている。

仙台市では、都市計画法に基づく市街化区域を指定地域として特定悪臭物質(22項目)による規制が行われている。特定悪臭物質の種類及び規制基準は、表6.2.7-26のとおりである。

塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町では、悪臭防止法による指定地域内で臭気指数による規制（敷地境界線臭気指数15）が行われている。規制基準は、表6.2.7-27のとおりであり、対象は規制地域内の全事業場である。

調査範囲における規制地域は、図6.2.7-7のとおりである。

表 6.2.7-26 悪臭防止法に基づく規制基準（仙台市）
（特定悪臭物質の種類及び許容濃度）

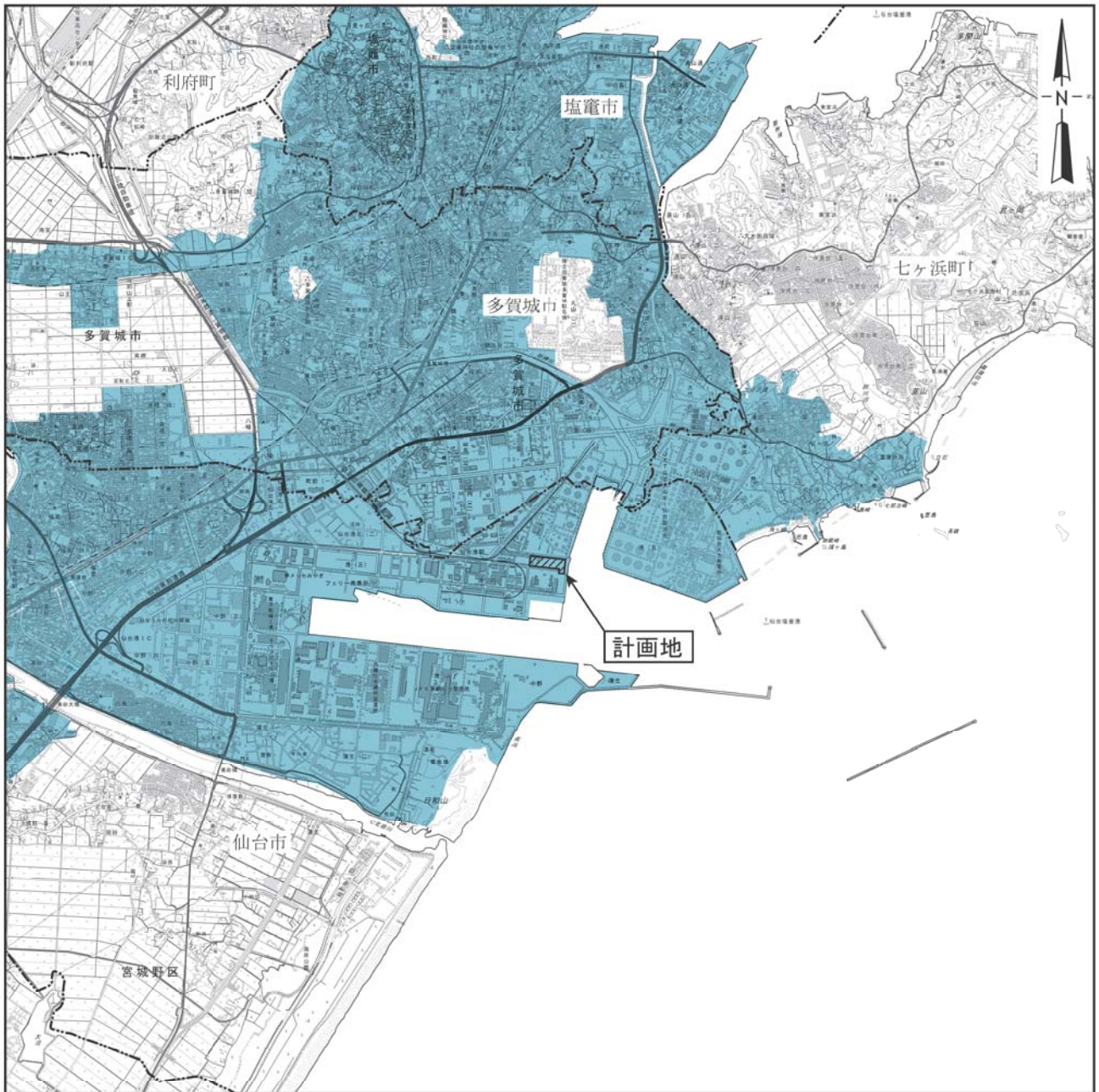
特定悪臭物質の種類	許容濃度（ppm）
アンモニア	1
イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002
イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02
酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01
メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009
トルエン	10
トリメチルアミン	0.005
スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05
キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05
プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソ吉草酸	0.001

「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条第1項の規定に基づく規制基準」（平成8年3月1日仙台市告示第109号）
「悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準について」（2018年11月閲覧、仙台市HP）より作成

表 6.2.7-27 悪臭防止法に基づく規制基準（塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町）

市町村	臭気指数
塩竈市	15
多賀城市	
七ヶ浜町	

「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び臭気指数の規制基準」（平成24年4月1日、塩竈市告示第102号）
「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び臭気指数の規制基準」（平成24年3月30日、多賀城市告示第37号）
「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び臭気指数の規制基準」（平成24年3月30日宮城県告示第311号）より作成



〔「仙台市都市計画総括図」（平成30年、仙台市）等より作成〕

凡例



計画地



悪臭防止法による規制地域

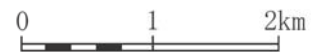


図 6.2.7-7 悪臭防止法による規制地域